

## 静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、地震発生時における住宅の倒壊等による人的被害を防止するため、住宅内に耐震シェルターを設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「耐震シェルター」とは、住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保することができると市長が認めるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、居住する者のすべてが65歳以上である住宅に居住する者とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当する住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造の住宅であって、現に居住の用に供しているもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、当該用途の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であること。
- (2) わが家の専門家診断事業（市が木造住宅の無料の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）又は木造住宅補強計画策定事業（静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）別表第1に規定する木造住宅補強計画策定事業をいう。以下同じ。）として行う耐震診断により耐震評点（木造の建築物の地震に対する安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。）が1.0未満であると判定された住宅であること。
- (3) わが家の専門家診断事業又は木造住宅補強計画策定事業として行った耐震診断の後に耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、修繕又は模様替えをすることをいう。）をしていない住宅であること。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要す

る経費であって、市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、12万5,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルターを設置しようとする住宅(以下「申請住宅」という。)が、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造の住宅であることを確認することができる書類

(2) 申請住宅に耐震シェルターを設置する工事(以下「設置工事」という。)に要する経費の見積書の写し

(3) 申請住宅の所有者の承諾書(補助対象者が申請住宅の所有者でない場合に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、耐震シェルター整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、

補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震シェルター整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、耐震シェルター整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、耐震シェルター整備事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）設置工事に係る写真（設置工事前後を確認することができるものに限る。）
- （2）設置工事に係る契約書の写し又は領収書の写し
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター整備事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して10日以内に耐震シェルター整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

耐震シェルター整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

〒

住所

（フリガナ）

申請者 氏名

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 住宅の所有者	住 所				
	氏 名				
2 住宅の概要	所 在 地	地 名 地 番	静岡市		
		住 居 表 示	静岡市		
	形 式	<input type="checkbox"/> 一戸建て ・ <input type="checkbox"/> 長屋 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅 ・ <input type="checkbox"/> 併用住宅			
	構 造 ・ 階 数	木 造 地上 階建て			
	建 築 年 次	年 月			
3 居住者	氏 名		年 齡	歳	
	氏 名		年 齡	歳	
	氏 名		年 齡	歳	
	氏 名		年 齡	歳	
4 事業に要する経費	円（税込み）				
5 事業の完了予定日	年 月 日				
6 設置業者	住 所				
	氏 名				

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

耐震シェルター整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市耐震シェルター整備事業の補助金について、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

様式第3号（第10条関係）

耐震シェルター整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

〒

住所

（フリガナ）

申請者 氏名

電話

年 月 日付け

第 号で静岡市耐震シェルター整備事

業費補助金の交付決定を受けましたが、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

3 交付決定額

様式第4号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

耐震シェルター整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で決定した静岡市耐震シェルター整備事業の（変更・中止・廃止）については、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 交付決定変更金額



様式第5号（第12条関係）

耐震シェルター整備事業完了実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

〒

住所

（フリガナ）

申請者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を受けた静岡市耐震シェルター整備事業が完了したので、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日

様式第6号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

耐震シェルター整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した静岡市耐震シェルター整備事業の補助金について、静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付を確定したので通知します。

1 交付確定額 円

様式第7号（第14条関係）

耐震シェルター整備事業費補助金交付請求書

（あて先）静岡市長

〒 ー

住所

（フリガナ）

申請者 氏名

㊟

電話

静岡市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額

請求金額				十	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協
		支店名 本店・支所 支店・出張所
	口座の種別	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座の名義人	